

事業事前評価表

国際協力機構中南米部中米・カリブ課

1. 基本情報

国名：エルサルバドル共和国（エルサルバドル）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2021年10月12日

2. 事業の背景と必要性

（１）当该国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け
エルサルバドルにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関連省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

特に、「経済の活性化と雇用拡大」に関しては、現政権の政策マニフェスト「クスカトラン計画」で、公共社会サービスの向上や治安対策に加えて、在外エルサルバドル人へのサービス拡大、外国投資誘致、中小零細企業及び起業家の支援を掲げている。エルサルバドルの東部地域は、1980年から1992年までの12年に渡る内戦の影響を強く受け、貧困指数の高い市町村が多い。更に、競争力のある産業が乏しく、外国投資も少ないことから、経済成長の低迷が課題となっている。それらの課題解決に向けた運輸・交通及び沿岸開発、経済活性化のための産業振興を担う中核人材育成支援として本事業が位置付けられる。

（２）中核人材育成分野に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

対エルサルバドル共和国国別開発協力方針（2017年2月）において、自立かつ持続的な開発の促進が基本方針と定められており、経済の活性化と雇用拡大、持続的開発のための防災・環境保全、包摂的な開発の促進を重点分野としており、また、対エルサルバドル共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014年3月）においては、経済の活性化と雇用拡大及び持続的開発のための防災・環境保全が重要課題であると分析している。本事業は、本方針に基づき以下の援助重点分野を設定しており、我が国及び JICA の協力方針との整合性が認められる。本計画は SDGs ゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」及びゴール 9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」に貢献すると考え

られ、実施意義は高い。

(3) 他の援助機関の対応

エルサルバドルに対して留学生の受入れ事業を提供する主なドナーとして、韓国、チリ、タイ、メキシコ、ドイツ等が挙げられるが、一般からの応募も可能であるなど、行政官の育成を目的として対象を絞り込んでいる本件とは、目的や対象が異なる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、エルサルバドルの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、エルサルバドルの開発課題解決のための人材の育成及び我が国とエルサルバドル政府との人的ネットワークの構築を図り、もってエルサルバドルの開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし

(3) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大7名（修士課程6名、博士課程1名）の留学生が、本邦大学院において、エルサルバドルにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第2年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

170百万円（概算協力額 日本側：170百万円、エルサルバドル側：0百万円）

(5) 事業実施期間

2021年7月～2026年3月を予定（計57ヶ月）

(6) 事業実施体制

運営・維持管理機関：本事業の円滑な実施のために、エルサルバドルにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、エルサルバドル政府関係者及び日本側関係者で構成し、主に次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行う。

運営委員会の構成：大統領府イノベーション局、外務省開発協力局、在エルサルバドル日本国大使館、JICAエルサルバドル事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本事業の開発課題のひとつである「運輸・交通及び沿岸開発」では、JICAが支援するラ・ウニオン港の活性化に資する人材育成支援も想定しており、更なる効果発現が期待できる。

2) 他援助機関等の援助活動：特になし

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：【対象外】(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<活動内容/分類理由>

公務員の男女の割合はほぼ同じで、外務省研修課によると研修参加率でも男女ほぼ同じである。米国への出稼ぎ文化で、子供は家族が面倒を見ることも多い一方、女性開発庁（ISDEMU）からは、家庭と子供の世話は女性が担うと言う考えが男女ともにあるとの意見があった。対策として、プロモーションセミナーで女性の帰国留学生の経験談の共有や、女性のためのプロモーションセミナーなどが検討される。

(9) その他特記事項：特になし

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名		基準値 (2021年実績値)	目標値(2027年) 【事業完成1年後】
留学する学生数 (人)	修士	0	6
	博士	0	1
留学生の学位取得率 (%) ¹		0	95

¹ 学位取得率については、4期分の計画(3.(3)事業内容参照)全体における目標値とする。また、「5.(2)外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(2) 定性的効果

- 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- 留学生受入による、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の本事業では、受入分野・受入大学等に関し、年度ごとに計画策定をしていたため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、2008年度以降の新方式による本事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定するとともに、4期にわたる受入計画を事前に策定し、優先課題ごとに同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

7. 評価結果

本事業は、我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、エルサルバドルの開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化を通じて二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資するものであり、SDGs ゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」及びゴール 9「強靭なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」に貢献する。以上を踏まえ、無償資金協力として本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上